

体育館の利用について

- 1 本校体育館は、学校運営に支障のない範囲で、体育団体等が行う体育活動のために、または、社会教育その他の公共のために利用することができます。
- 2 使用許可日時については、12月28日から1月3日及び学校閉庁日を除く日のうち、午前9時から午後9時までとします。
- 3 体育館使用料及び夜間照明使用料は、以下のとおりです。

(1) 体育館使用料

体育施設名		使用料（2時間につき）	
		単位	金額
体育館	体育館全面	全面	200円
	バレーボールコート	1面	200円
	バドミントンコート	1面	130円

※ 使用時間が2時間を超える場合の使用料は、1時間までごとにつき使用時間2時間までの使用料の半額を加算した額とする。

(2) 夜間照明使用料

使用パターン	使用料（1時間につき）
全面照明使用	104円
半面照明使用	52円
全面照明使用＋ステージ照明使用	130円
半面照明使用＋ステージ照明使用	78円

※ 日中に照明を使用する場合も使用料が発生します。

- 4 空調設備使用料については、1時間につき1,482円とします。ただし、1時間未満の場合は、1時間とします。
- 5 体育館の使用手続きは、以下のとおりです。
 - (1) 利用希望の方は使用許可申請書を利用希望日の前月の1日から7日（いずれも土・日・祝祭日を除く午前9時から午後5時まで）の間に本校事務室へ提出してください。

なお、抽選後から予約が入っていない日時については、順次、申込みを受け付けます。希望日の10日前までに、本校事務室に提出してください。

※詳細は、別紙、「申込み方法と利用団体の決定について」をご覧ください。
 - (2) 使用許可した場合は、使用許可通知書と納入通知書を代表者に交付します。
 - (3) 納入通知書により使用料金の入金を確認できれば、代表者に体育館地域開放用鍵をお渡しします。
 - (4) 体育館使用後は、代表者が体育館地域開放用鍵を速やかに本校事務室に返却してください。
- 6 体育館及び他の学校施設を破損した場合は、代表者は速やかに校長に報告してください。状況によっては、原形に復帰し、又はそれに相当する代価をもって弁償していただくことがあります。
- 7 ここに記載のないことは、熊本県立学校体育施設の使用に関する条例、熊本県立学校体育施設の使用に関する規則及び熊本県立学校管理規則に基づいて行います。